定期監査の結果について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定により、下記のとおり監査の 結果を公表します。

令和5年2月21日

香美市監查委員 岩 﨑 昭 雄 香美市監查委員 横 谷 勝 正 香美市監查委員 比与森 光 俊

記

1 監査に準拠している旨

香美市監査基準(令和2年香美市監査委員告示第1号)に準拠して監査を行った。

2 監査の種類

定期監査(地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定による監査)

3 監査の対象

健康介護支援課、福祉事務所 (令和3年度及び令和4年度)

4 監査の実施場所・日程

香美市役所 本庁舎 5F 監查委員事務局·令和5年2月13日~15日

5 監査の着眼点(評価項目)

財務に関する事務の執行が法令に適合し正確かつ効率的に執行されているか、経済 性、有効性の観点にも留意して実施した。

6 監査の実施内容

契約書等関係書類の提出を求め、関係法令及び予算に基づいて適正かつ効率的に行われているかどうかについて関係書類を照合検査するとともに、職員からの説明を受けた。

7 監査の結果

一部で改善又は注意を要する事項が見受けられたが、概ね良好に処理されているものと認める。

今後は、指摘事項等に留意したうえで事務執行にあたること。

なお、指摘事項について措置を講じた場合は、地方自治法第199条第14項の規定に基づきその旨を通知されたい。

指摘事項

- (1) 県への補助金交付申請の金額について、決裁済み回議書の金額と提出した交付申請書の金額が相違しているものがあった。決裁後に金額を変更する場合には、改めて回議書を作成するなど、適正に処理されたい。(健康介護支援課)
- (2) 需用費(10万円以上のもの)の契約について、施行伺が省略されているものがあった。契約規則に基づき、適正に処理されたい。(健康介護支援課)
- (3) 電算システムの保守契約において、契約先から履行場所の変更願いが提出されているにもかかわらず、回答がされていないものがあった。これは、前回の監査でも指摘をしている。職員への周知を徹底されたい。 (健康介護支援)
- (4) 訪問型サービスは、介護サービス事業者の指定あるいはその他の事業者との委託契約により実施されているが、委託契約の必要な事例において契約書のないものがあった。法令及び国のガイドライン等に基づき、適正に処理されたい。(健康介護支援課)